

議案第十一号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（保険料率）」に改め、同条第一項中「平成三十年から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第六号イ中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を、「得た額」の下に「（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を、「この項」の下に「及び付則第十条第一項」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に改める。

付則第九条第一項第六号イ中「以下」の下に「この項において」を加える。

付則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第十条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ及び第十六号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

第八期港区介護保険事業計画に基づき保険料を定めるほか、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第三百八十一号）の施行による介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、第一号被保険者に係る合計所得金額の計算方法を改めるため、本案を提出いたします。